

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩瀬福祉会（以下「当法人」という）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 常勤の理事  | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員    | 報酬 |

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、給与規程第5条に準じた日とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、職務のための出張など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば本人の指定する本人

名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は平成30年2月9日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「理事長及び常務理事報酬規程（平成25年4月1日施行）」並びに「役員等の費用弁償に関する規程（平成15年4月1日施行）」は廃止する。

別表第1（常勤の理事に対する報酬）

役職名	報酬の額 (一日あたりの勤務に対する報酬)
理事長	日額 8,000円
常務理事	日額 7,000円

別表第2（非常勤の役員に対する報酬）

## (1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	4,000円
職務のための出張	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための来所	2,400円

## (2) 監事

	日 額
監事監査、理事会等への出席	4,000円
職務のための出張	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための来所	2,400円

別表第3（評議員に対する報酬）

	日 額
評議員会への出席	4,000円
職務のための出張	4,000円
上記の他、法人及び施設業務のための来所	2,400円